

総合型選抜（10月実施）
振替受験の概要と手続きについて

以下の内容を確認、参照の上、必要な手続きをおとりください。

1. 対象者

- ①新型コロナウイルス感染症に罹患し、医師から治癒した旨の診断がでていない者
- ②新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者であるとされた者
- ③試験当日の検温で、37.5℃以上の熱があった者
- ④試験前から新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱・咳・強い倦怠感等の症状が継続している者

2. 振替受験の内容について

- ①医療保健学部看護学科、医療栄養学科、東が丘看護学部、和歌山看護学部に出願した皆さん
別日程を設けての振替受験を実施する予定です。詳細については、3の申請があった方に、個別にご案内します。
- ②医療保健学部医療情報学科に出願した皆さん
9月のご案内と同様に、翌月（11月）以降に実施する医療情報学科の総合型選抜への振替が可能です。

3. 申請の手続きについて

- ①受験できない状況が判明した場合は、試験前々日の金曜日 17:00 までは入試事務部（03-5779-5071）に、それ以降は試験当日の午前 10:00 までに、受験票に記載された緊急連絡先にご連絡ください。
上記の時間までに連絡がない場合は、通常の欠席の取扱いとなります。
- ②入試事務部から所定の申請書をお送りしますので、速やかに申請書をご提出ください。
申請書のご提出がない場合は、振替での受験は認められません。
申請書のご提出にあたっては、申請書の所定の欄に具体的な症状や経緯、受診した医療機関、相談した保健所等を記載いただくとともに、試験当日に受験できなかった事由がわかる書類（診断書、試験当日までの医療機関への受診が確認できる領収書、証明書、保健所からの書状等のコピー）を添付いただくようお願いいたします。
- ③申請書をご提出いただきましたら、振替の受験に関しての手続き等について入試事務部から申請者に個別に連絡いたします。

以上